

藤沢市業務分析支援等業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、「藤沢市業務分析支援等業務委託」に係る審査委員会（以下、「委員会」という。）の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

2 参加資格確認及び審査実施者

- (1) 提案事業者（以下「事業者」という。）が本公募型プロポーザルの募集に当たり定める参加資格を満たしていることの確認は事務局が行う。
- (2) 提出書類の内容及びプレゼンテーションによる審査は、委員会が行う。

3 審査基準

別紙「藤沢市業務分析支援等業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

4 審査方法

審査方法は、書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとし、いずれも「3 審査基準」に基づき行うものとする。

- (1) 書類審査は、4者以上から提案があった場合に実施する。書類審査は、提案書の内容を踏まえ、各委員がそれぞれ評価項目を評価し、評点表に点数を記入する。書類審査の評点は委員の平均により算出し、上位3者のみプレゼンテーション審査を行う。
- (2) プレゼンテーション審査は、事業者からのプレゼンテーション内容及び委員から事業者への質疑応答を踏まえ、評価を行う。プレゼンテーションの時間は各事業者45分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答30分程度）とし、準備時間は含まない）とする。

プレゼンテーション審査は、プレゼンテーションの内容を踏まえ、各委員がそれぞれ評価項目を評価し、評点表に点数を記入する。プレゼンテーション審査の評点は委員の平均により算出するものとする（プレゼンテーション審査に書類審査の評点は持ち込まない）。プレゼンテーション審査の結果、最高点を得た事業者を優先交渉事業者として選定し、あわせて次点の事業者を第2位交渉事業者として選定する。

5 審査結果

- (1) 書類審査の結果については、書類審査を実施した事業者全員に通知する。
- (2) プレゼンテーション審査の結果については、プレゼンテーション審査を実施した事業者全員に通知する。
- (3) 優先交渉事業者の会社名及び評点を本市公式ホームページに掲載する。

以 上